

25. 都市における水辺のオープンカフェの効果と課題の基礎調査

04168091 横田 尊久

指導教員 市川 尚紀 講師

水辺 オープンカフェ 独立店舗型 地先利用型

1. 序論

1.1 背景

近年の特徴として、川辺の公共性を市民に開放する等、河川環境の整備保全という観点から見るだけでなく、利用に支障のない範囲で活用していこうとする動きが見られるようになった。この動きにより、これまで利用が厳しく制限されていた河川や河岸緑地の利活用の促進に向けた社会実験として、河岸緑地でのオープンカフェ(以下O.Cとする)を行う例が見られるようになった(図1、写真1)。このO.Cには「独立店舗型」と「地先利用型」の2種類があり、全国初の試みである。

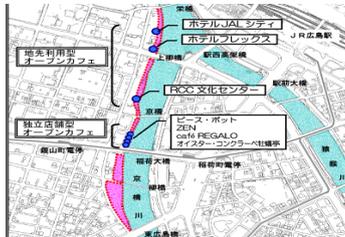


図1 水辺のO.C配置図



写真1 水辺のO.C

1.2 調査目的

水辺のO.Cは、賑わいの場をつくることにより、水辺の楽しみ方を創出することや、水辺と市街地が一体となった街づくり、景観づくりを進められる。本調査では、独立店舗型と地先利用型のO.Cを対象とし、このO.Cの設置経緯や制度内容、その効果と課題を明らかにすることを目的とする。これにより、独立店舗型O.Cは前例がないため、水辺における都市の新たな楽しみ方として今後活かせることができると考えられる。

1.3 調査対象

本調査では、広島市で近年開業した京橋川稲荷大橋の河岸緑地にある独立店舗型4店舗と地先利用型3店舗の計7店舗を調査対象とした。

1.4 調査方法

水辺のO.Cの調査方法とその方法を表1に示す。

表1 調査項目とその方法

調査項目		調査日	調査方法
a 設置経緯と目的	① 河川法改正	2007. 8. 24	文献調査
	② 都市再生プロジェクト	2008. 1. 11	ヒヤリング調査
	③ 「水の都ひろしま」構想	2007. 8. 13	現地調査
	④ 今の場所になった経緯	2007. 9. 3	ヒヤリング調査
b 配置・規模	⑤ 配置	2007. 8. 13	ヒヤリング調査
	⑥ 規模	2007. 8. 13	ヒヤリング調査
	⑦ 利用者	2007. 8. 13	ヒヤリング調査
	⑧ 空間構成	2007. 8. 13	ヒヤリング調査
c 制度内容	⑨ 採算	2007. 8. 13	文献調査
	⑩ 出店条件	2007. 9. 3	ヒヤリング調査
	⑪ 公募内容	2007. 8. 24	文献調査
	⑫ 事業協賛金	2008. 1. 11	ヒヤリング調査
d 管理・運営の現状	⑬ 防犯面	2007. 8. 24	文献調査
	⑭ 衛生面	2008. 1. 11	ヒヤリング調査
	⑮ 整備・保全面		

2007年8月に広島市役所への文献調査、ヒヤリング調査、現地調査を実施し、オープンカフェの設置経緯と

目的、配置・規模、オープンカフェの制度内容、管理・運営の現状に対する調査を行った。

2. 調査結果

2.1 O.Cの設置経緯と目的

水辺のO.Cの設置経緯を表2に示す。

表2 O.Cの設置経緯

年代	事柄
1990年3月	国・県・市が連携して「水の都整備構想」策定
1997年5月	河川法改正
1999年8月	「河川敷地の占用許可準則」改正
2002年7月	「水の都ひろしま」の実現に向け、水の都の再生として都市再生プロジェクトに策定
2002年10月	国・県・市で構成する「水の都ひろしま推進協議会」設立
2003年1月	個性と魅力ある風景づくりを目指すため「水の都ひろしま」構想の作成
2003年4月	河川利用者と河川利用制限の緩和、河川区域へのO.C設置について協議を開始
2003年8月	水辺の市民活動促進助成制度の運用
2003年9月	O.Cの実施方法、事業コンセプト、出店条件などの検討を開始
2003年10月	水の都ひろしま推進協議会により、「水の都ひろしま」推進計画の策定
2004年3月	「河川利用の特例措置を適用する区域」として京橋川右岸及び本川・元安川が指定
2004年7月	地先利用型O.C開業
2005年3月	「京橋川水辺のO.C出店者選定委員会」を設置。出店者公募を開始
2005年6月	出店者決定(19件の応募から、4店舗3事業者を選定)
2005年10月	独立店舗型O.C開業

(1)1990年3月に国・県・市が連携して策定した水の都整備構想により、その後1999年8月、「河川敷地の占用許可準則」が改正され、これにより、河川敷地でのイベント施設など水辺空間を活かした賑わいの創出が可能となった。

(2)2002年7月2日に、「水の都ひろしま」の実現に向けて取り組む「モデル地区・モデル事業の設定と実験的な取り組みの推進」、「市民・民間の活動を支援する親水護岸等の整備」などが、水の都の再生として都市再生プロジェクトに選定された。

(3)そして、2003年1月に「水の都ひろしま」構想が新たに策定された。これにより、河岸緑地の整備を進めると同時に、既に整備されている河岸緑地の利用を活性化させて、市民により身近なものにすることが重要視されるようになった。そのため、水辺の活用などソフト面を重視し、川をスクリーンに見立てての映画の上映、市街地を流れる実際の川でのカヌー教室などの取り組みが行われるようになった。

(4)2004年3月には、国土交通省河川局長から「河川利用の特例措置を適用する区域」として、今の場所にあたる京橋川右岸地区、本川・元安川地区が指定を受けた。広島市では、水辺のO.C、水辺のコンサートの他にも、船上レストランを予定していたが、現時点では縮小することになっている。

そして、2005年6月に19件の応募があり、4店舗3事業者が選定され、水辺に都市の新たな楽しみ方を生

み出し、市民に憩いの場の提供を目的とした独立店舗型での水辺のオープンカフェや水辺でのコンサートが実現した。

2.2 O.C の詳細

O.C の種類別に店の詳細を表 3 にまとめた。地先利用型は敷地間口幅と奥行き 6 m の積を最大限としている。独立店舗型は、常設型店舗とウッドデッキの 4 区画により構成されており、空間的制約から、店舗部分は約 11 m²、ウッドデッキ部分は約 21 m² と小規模である。河岸緑地は幅が狭いため、4 店舗を横一列に配置している。そのため、出展者協働でのイベントを実施した場合、中央の 2 店舗からしか楽しめない形態や、橋の近くと橋から離れた所での動線の違いといった配置の問題がある。また、冬季や雨天時などは屋外席が使えず、客席数が限定されてしまう。

利用者は、1 年目は目標利用者数を上回る程の多くの利用者が来たが、2 年目に入ると、利用者の約 2 割減少となった。独立店舗型の売り上げは約 800 万円/月となっており、当初予定していた店舗予算を超えたため、赤字となっている。

2.3 制度内容

独立店舗型と地先利用型の制度を表 3 に示す。独立店舗型の出店条件として、営業時間は午前 7 時から午後 10 時半までの間、営業期間は最長 6 年(年度ごとに契約更新、3 年後に状況を評価)となっている。店舗の設計は、事業コンセプトやデザイン基準に沿って行い、水の都ひろしま推進協議会の承諾を受けること、地先利用型では、「公開空地」「通り抜け道路」「市民トイレ」いずれかの提供が条件となっている。事業協賛金は、店舗部分 1000 円/月 m²、ウッドデッキ部分 200 円/月 m² を納付する。保証金として 50 万円の寄託が必要となっている。

表3 O.C 種類別にみた店の詳細と独立と地先の制度

O.C 種類	独立店舗型 O.C				地先利用型 O.C		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
事例番号	ピースポット	ZEN	café REGALO	オイスターコンクラベ社協業	RCC文化センター	ホテル フレックス	ホテル JALシティ
店の配置	常設型店舗型店舗(約11m ²)とウッドデッキ(約21m ²)により構成された4区画。				敷地間口幅と奥行き6mの積を最大限とし、この敷地内で公開管理上支障ない範囲。		
詳細	規模 31.9m ²	31.8m ²	31.5m ²	30m ²	145m ²	40m ²	80m ²
利用客	16000	37000	19000	19000	25960		
独立と地先の制度	・様々な人々の交流が生まれるような水辺の開放感を生かす。 ・従来の舞台とは異なる上質感ある雰囲気づくり。 ・都会の喧騒を忘れさせる「水辺の社」とする。 ・水辺と市街地をつなぐ役割を担う。				隣接した民間事業者による民有地と地先河岸緑地とが一体となったオープンカフェで、公共公益性が確保されるよう指導・調整を図りながら、営業活動として実施する。		
	・出展者自らが設置した店舗及びウッドデッキ部により営業し、期間は最長6年、営業時間は午前7時から午後10時半までの範囲とする。 ・食品衛生法に基づく飲食店営業一類の許可を取得する。 ・店舗の設計は、事業コンセプトやデザイン基準に沿って行い、水の都ひろしま推進協議会の承諾を受ける。 ・出展者は自ら「出店社」を構成し、出店社主催のイベント開催、地域との協働活動に努めるとともに、出展者に周辺緑地、近接公園公衆トイレの清掃を義務づける。 ・協議会が出店社から事業協賛金を徴収し、これを周辺緑地等の環境改善や整備に役立てる。				・協議会が出店者から事業協賛金を徴収し、これを周辺緑地の環境整備に充てる。 ・協定により、出店者に周辺緑地の清掃を義務づける。 ・民有地側に、公益的な施設・空間として、「公開空地」「通り抜け道路」「市民トイレ」のいずれかの整備、提供を求める。		
事業協賛金	店舗部分1000円/月 m ² 、ウッドデッキ部分200円/月 m ² (デッキ周囲に足除け等を設ける期間は1000円/月 m ²)を納付する。また、保証金として50万円の寄託が必要とする。				店舗部分1000円/月 m ² 、ウッドデッキ部分200円/月 m ² (デッキ周囲に足除け等を設ける期間として1000円/月 m ²)を納付する。		

2.4 管理・運営の現状

(1) 防犯面

河岸緑地に利用者と呼ぶことで、人が集まる空間といった感覚的な方法で防犯性を高め、現在まで被害報告はない。また、人が少なくなる時間帯である深夜は、

徴収した事業協賛金から、店舗の周りに電灯をつけるなどして、防犯に努めている。

(2) 衛生面

京橋川「水辺のオープンカフェ」を計画した時、先行事例がなく、計画しているイメージが市民に伝えづらい。また、マスコミによる「屋台」設置報道などにより、一部の住民から地域環境悪化の誤解を受けた。広島市では、「屋台」と区別するため、提供する商品を食品衛生法に基づかせて、一般のレストランレベルを前提とした。これにより、食品衛生法に基づく飲食店営業一類の許可の取得が条件となっており、衛生面に考慮している。

(3) 整備・保全面

独立店舗型と地先利用型では、出展者に対して周辺緑地の清掃・環境整備が義務づけられている。これにより、かつて不法駐車・駐輪が目立っていた場所も夜間も安心して歩ける空間となった。

地先利用型では、民有地側に公益的な施設・空間として「公開空地」、「通り抜け道路」、「市民トイレ」が設けられた。

3. 結論

本調査では、社会実験として広島市で近年開業した水辺の O.C の事例を調査した。その結果、社会実験として成功をおさめているといえるが、課題も浮き彫りになった。把握した効果と課題を以下にまとめた。

- (1) O.C 事業による集客、河岸緑地での民間業者によるイベントにより、水辺に賑わいの場が生まれる。
- (2) 特例措置として、徴収した事業協賛金から深夜時に店舗の周りを照らす電灯設置により、防犯面が向上した。
- (3) 河岸緑地の整備により、かつて不法駐車・駐輪が目立っていた場所も治安のいい空間となった。
- (4) 河岸緑地は幅が狭いため、4 店舗を横一列配置にしている。そのため、河岸緑地でイベントを実施した場合、中央の 2 店舗からでしか楽しめない。
- (5) 橋の近い所と橋から離れた所での動線の違いといった配置の問題があるため、河川敷地の占用料を考え直す必要がある。
- (6) 客席数が限定される冬や雨天時は利用者が減少し、店舗予算が当初予定していた予算を上回ってしまったこともあり、2 年目の採算は赤字となっている。
- (7) 水辺の O.C は先行事例がないため、計画のイメージが市民に伝わり難い。

<参考文献>

1. 広島市:河川空間利活用に向けたリーディングプロジェクト, 2006
2. 広島市:京橋川「水辺のオープンカフェ」位置図, 2006
3. 杉恵頼幸:河川空間利活用のリーディングプロジェクト, 日本計画行政学会, 計画行政 30(4), pp.88-95, 2007